

登園許可証 ・ 治癒証明

医療機関記入

認定こども園  
インターナショナルキッズアカデミー

患者名

(診断日) 令和 年 月 日に (病名) と  
診断したが、治癒または他に感染する恐れが無くなったことを証明します。

(証明日) 令和 年 月 日 証明日より登園可

《医療機関》

病院名  
所在地  
担当医師名

療養報告書

保護者記入

園児名

出席停止開始日：令和 年 月 日 (発症日)

登園再開日：令和 年 月 日

※インフルエンザの場合、登園再開には下記の1と2の両方を満たす必要があります。

インフルエンザ ( A型 B型 不明 )		いずれかに○をつける
1	発熱等の症状が出た翌日より数えて5日を経過している	発症日： 月 日
2	解熱した翌日から数えて3日を経過している	解熱日： 月 日

上記のとおり相違ありません

令和 年 月 日 保護者氏名

《 登園許可証が必要な疾病について 》

保育園や学校では、下記の感染症に感染した場合には、集団感染を防ぐため『登園許可証』の提出が必要となります。当園のホームページよりダウンロード・印刷したものをご利用ください。

なお、登園許可証を必要とするのは下記の疾病です。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの	
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	

★重要★

園の規定により、発熱38度以上、嘔吐、下痢の症状がある場合には、症状が治まってから最低24時間をご自宅で過ごしてください。病院からの登園の許可があったとしても、当園の規定に従っていただくようお願い致します。

★インフルエンザ★

インフルエンザの診断を受けた場合、医師の指導のもと、保護者が『療育報告書』を記入し園へ提出してください。

なお、医師の診断により5日を経過せず登園可能となった場合のみ、治癒証明（登園許可証）の提出が必要になります。

★新型コロナ感染症★

新型コロナに園児本人またはご家族等の近親者が感染した場合は、園へ連絡のうえ、登園等については、医療機関及び保健所の指示にしたがってください。